

## 町田市食育推進キャラクターの使用に関する事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、町田市食育推進計画に定める施策の推進を目的として、町田市（以下「市」という。）が定めた食育推進キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 使用の申請

1 キャラクターを使用しようとする者は、町田市食育推進キャラクター使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 市が第1に規定する目的で使用するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) キャラクターの使用に係る企画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### 第3 使用の承認等

1 市長は、第2に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、次に掲げる基準に適合する場合にあっては町田市食育推進キャラクター使用（変更）承認書（第2号様式）により、適合しない場合にあっては町田市食育推進キャラクター使用（変更）不承認書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (3) 市内での食育活動に関連があること。
- (4) 市及びキャラクターのイメージを損なうおそれがないこと。

2 市長は、前項に規定する承認をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) キャラクターについては、市長が別に定める仕様に従って使用すること。た

だし、キャラクターを使用する物品、冊子等(以下「物品等」という。)の形状等により当該仕様どおりに使用することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 物品等が完成したときは、当該物品等又は当該物品等の写真(キャラクターの形状がわかるものに限る。)を、速やかに市長に提出すること。

(3) キャラクターを使用した商標登録等の独占的な権利を取得しないこと。

3 キャラクターの使用料は、無料とする。

#### 第4 変更の申請等

1 第3第1項の規定によりキャラクターの使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、当該使用承認の内容を変更しようとするときは、速やかに町田市食育推進キャラクター使用変更申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第3第1項及び第2項の規定は、前項に規定する変更申請に係る承認等について準用する。

#### 第5 承認の取消し

1 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。

(2) 使用承認に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、町田市食育推進キャラクター使用承認取消書(第5号様式)により使用者に通知する。

#### 第6 補則

この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2014年4月1日から適用する。